

# 一般廃棄物（し尿）収集運搬業及び浄化槽清掃業変更届の手引き

## 1 変更届の提出

(1) 変更の日から10日以内に変更届出に必要な添付書類を添えて提出してください。

なお、運搬車両の変更の場合は、使用開始前に余裕をもって提出してください。

(2) 提出はごみ減量推進課窓口へ持参又は郵送となります。

正本1部、副本1部（正本のコピー可）を作成し提出してください。（控えが不要の場合は正本1部のみの提出でも可）

郵送での提出の場合は、副本の返信用封筒を同封して送付してください。

【提出先】郡山市ごみ減量推進課指導係 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

(3) 許可証及び検査証の記載事項に変更がある場合は書換えとなります。新しい許可証及び検査証を交付する際に従前の物を返納してください。

## 2 変更届提出書類

変更事項	添付書類
役員の変更 (代表者変更を含む)	① 一般廃棄物処理業変更届（第14号様式（第18条関係）） ② 浄化槽清掃業変更届（第18号様式（第23条関係）） ③ 届出者（法人）の履歴事項全部証明書 ④ 新たに就任した役員の住民票（本籍記載） ⑤ 新たに就任した役員の登記されていないことの証明書 ⑥ 誓約書（一般廃棄物処理業と浄化槽清掃業のもの） ※ 退任のみの場合は①②③を提出
株主等（法人の5%以上の株主又は出資者）の変更	① 一般廃棄物処理業変更届（第14号様式（第18条関係）） ② 新たな株主等の住民票（本籍記載） ③ 新たな株主等の登記されていないことの証明書 ④ 新たな株主等が法人の場合は履歴事項全部証明書 ⑤ 誓約書（一般廃棄物処理業のもの） ※ 減員のみの場合は①を提出
運搬車両の変更	① 一般廃棄物処理業変更届（第14号様式（第18条関係）） ② 浄化槽清掃業変更届（第18号様式（第23条関係）） ③ 新たな運搬車両の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項） ④ 届出者が所有者又は使用者でない場合は賃貸借契約書等の写し ⑤ 新たな運搬車両の写真 ⑥ 駐車場の配置図 ⑦ 施設（器材）検査申請書（第1号様式（第5条関係）） ※ 減車のみの場合は①②⑥を提出

※ 各種証明書は届出書の提出日以前3か月以内のものであること。

※ その他の変更の場合は事前にごみ減量推進課（024-924-2181）へ御相談ください。